



2008年1月24日

各 位

会 社 名 三菱レイヨン株式会社  
代表者名 取締役社長 鎌原 正直  
(コード番号 3404 東証・大証第 1 部)  
問合せ先 広報・IR室長 立林 康巨  
(TEL. 03 - 5495 - 3100)

### 米国におけるモディファイヤー事業の民事訴訟和解に関するお知らせ

三菱レイヨン株式会社およびその米国子会社である MITSUBISHI RAYON AMERICA INC. (ニューヨーク州法人、以下「米国子会社」) は、米国で提起されていたモディファイヤー事業に関する米国連邦集団民事訴訟 (以下、「本件訴訟」) について、原告に対して500万米ドル (約5億5000万円) の和解金を支払い和解することで合意しました。

米国司法当局による刑事調査では、米国独禁法 (以下「独禁法」) 違反の疑いは払拭され、不起訴となっており、本和解は当社及び米国子会社の違法行為の事実を認めるものではありませんが、事業活動への影響を考慮し、早期解決を図ることとしました。これにより米国における4件の民事訴訟は全て終了します。

#### <経緯>

2003年2月、米国司法省・FBI は、モディファイヤー (プラスチック添加剤) の販売に関して、価格カルテル、独禁法違反の疑いで米国子会社に対する刑事調査を開始しましたが、2006年4月に不起訴となり終了しております。

一方、2003年8月、モディファイヤーの購入者は、価格カルテルにより損害が発生したとして米国子会社を含む13社を被告とし、連邦裁判所に損害賠償を求める本件訴訟を提起し、2007年4月には当社も被告に追加され係争中でした。

#### <和解に至った理由>

刑事調査で判明している通り、当社及び米国子会社には、独禁法に違反する事実は存在しないという立場に変わりはなく、その事実を認めるものではありません。

しかし、本件訴訟開始から現在まで費やした訴訟費用や関係者の労力、時間は多大なものであり、今後も訴訟を継続する場合の事業活動へ及ぼす影響を判断した結果、現時点で和解し、早期終結を図ることが当社グループにとって最善であると判断しました。

尚、国内のモディファイヤー事業に関しては、公正取引委員会の排除勧告を応諾せずに審判請求を行い、現在その手続きが継続しています。

以上